



# 参考資料編

---

第1節 都市計画マスタープランの文末表現について	2
第2節 検討体制	3
第3節 上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会	4
第4節 策定の経過	7
第5節 用語解説	10

---

## 参考資料編

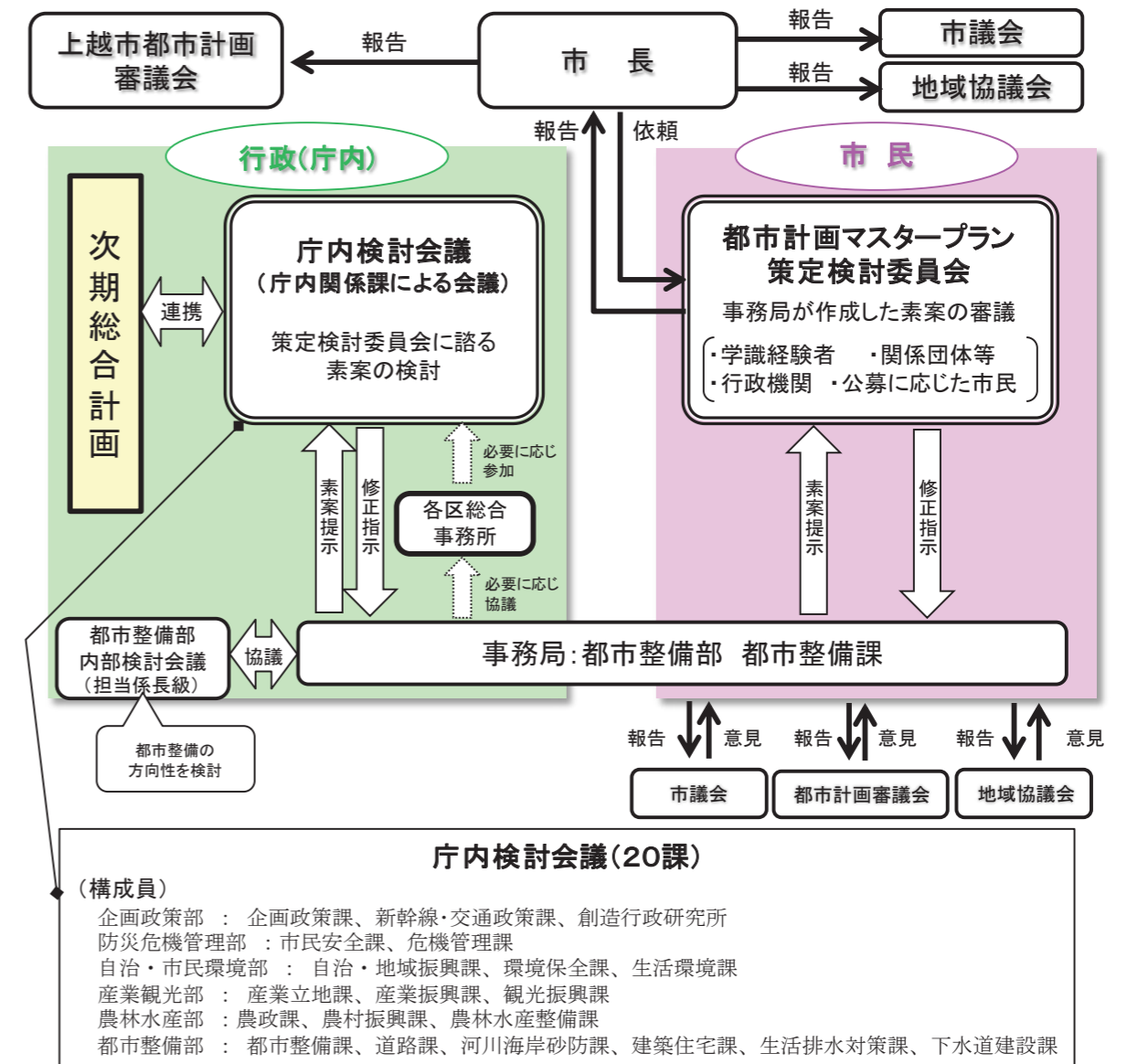
### 第1節 都市計画マスタープランの文末表現について

上越市都市計画マスタープランでは、各文章において、実施主体や計画の熟度に応じて表現方法を整理しています。このことにより、市民・行政・事業者・その他関係機関などの役割分担がわかるようにしました。

表 都市計画マスタープランの文末表現

表現方法	取組の主体	計画の熟度
～進めます。 ～推進します。 ～取り組みます。 ～整備します。	市が主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに事業着手している事項</li> <li>・概ね10年以内に優先的に取り組む事項</li> <li>・総合計画や新市建設計画に位置づけられている事項</li> </ul>
～努めます。	市が主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項</li> </ul>
～目指します。 ～を図ります。	市が主体、市民と協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標、方向性に関する事項</li> </ul>
～育みます。	市民と協働	
～検討します。	主体が決定していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標実現に向けて、庁内・関係機関・市民などとの協議・調整・検討が必要な事項</li> </ul>
～誘導します。 ～を働きかけます。 ～促進します。	市が関係機関や市民、事業者などの取組を誘導・促進	—
～を支援します。	市が市民の活動を支援	—

### 第2節 検討体制



検討体制

### 第3節 上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会

#### 【上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱】

##### 上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

###### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定による本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に際し、その内容について必要な検討を行うため、上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

###### (所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市全体又は地域ごとのまちづくりの基本目標及び将来都市像に関すること。
- (2) 土地利用の基本方針及び都市施設等の整備方針に関すること。
- (3) 将来都市像の実現のための施策に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

###### (組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める人

###### (委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱の日から市長が都市計画マスタープランを策定し、公表する日までとする。

###### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

###### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

###### (関係者の出席等)

第7条 検討委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

###### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

###### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

###### 附 則

###### (実施期日)

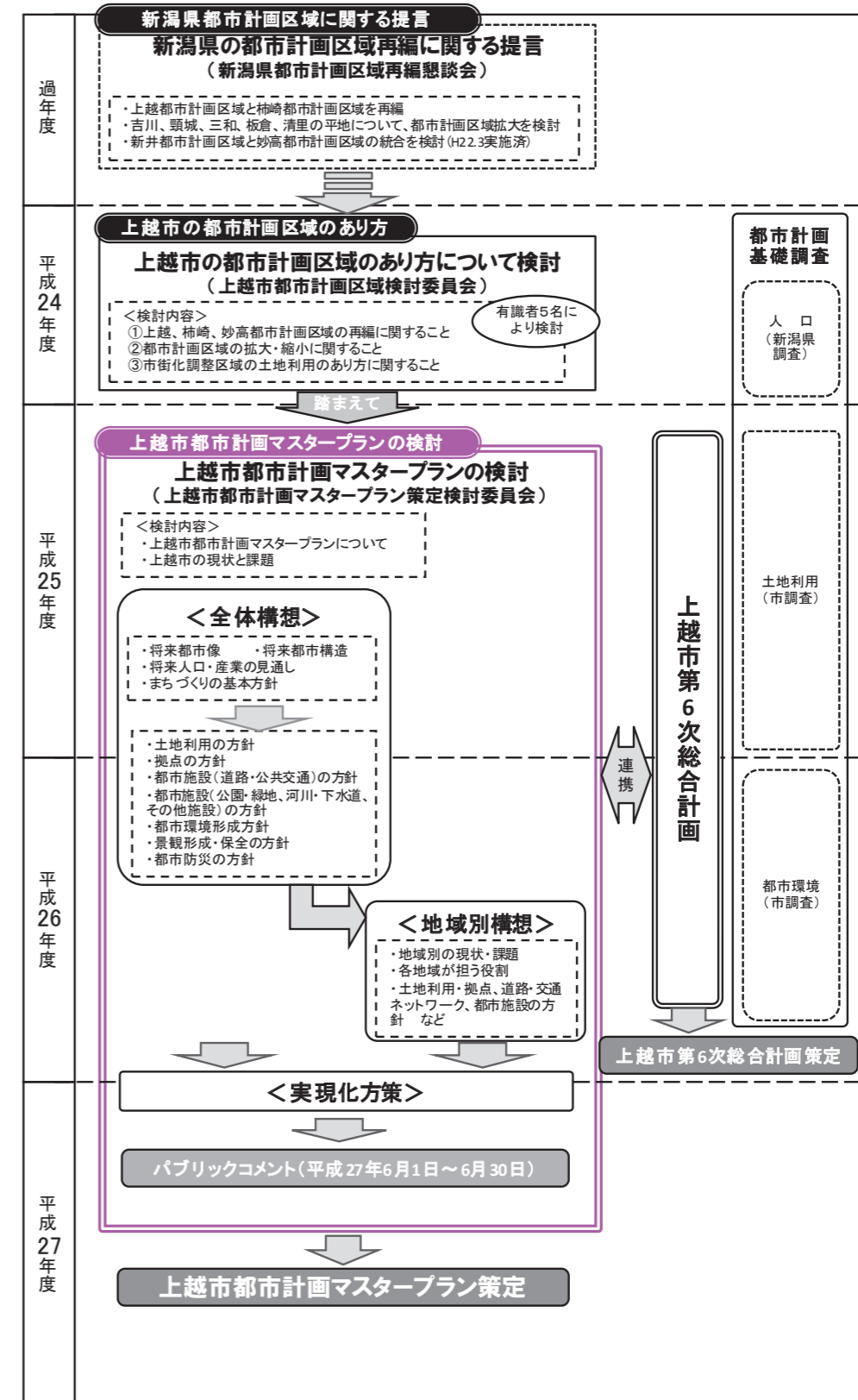
- 1 この要綱は、平成25年9月19日から実施する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、市長が都市計画マスタープランを策定し、公表したときに、その効力を失う。

【上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会名簿】

	分野	所属・役職等	氏名	備考
1	都市計画	長岡技術科学大学 副学長	中出 文平	委員長
2	交通計画	長岡技術科学大学院 教授	佐野 可寸志	
3	都市防災	長岡造形大学 准教授	澤田 雅浩	
4	まちづくり	上越教育大学 教授	志村 喬	
5	農村計画	新潟大学 准教授	坂田 寧代	
6	商業・工業	上越商工会議所 専務理事	東條 邦俊	副委員長
7	商業・工業	上越市商工会連絡協議会 会長	荻谷 賢一	
8	環境	一般財団法人 上越環境科学センター 理事 センター長	田村 三樹夫	
9	農業団体	えちご上越農業協同組合 代表理事理事長	笹原 茂	
10	交通事業者	頸城自動車株式会社 専務取締役	鳥越 元一	
11	地域づくり	特定非営利活動法人自然王国ほその村 専務理事	丸山 新	
12	地域づくり	カラーコンサルタント	宮崎 朋子	
13	行政	新潟県上越地域振興局 地域整備部 部長	田辺 敏夫	第1、2回
			常山 哲	第3回以降
14	公募委員		上原 みゆき	
15	公募委員		桑原 直樹	
16	公募委員		中村 好男	

## 第4節 策定の経過

【検討の流れ】



## 【上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会 開催状況】

	日時	場所	主な議題
第1回	平成25年9月19日(木) 14時～16時	上越市役所4階 401会議室	・検討委員会での検討事項 ・現状と課題、全体構想骨子(案)
第2回	平成25年11月7日(木) 14時30分～16時30分	ラーバンセンター 第1会議室	・現状と課題 ・全体構想骨子(案)
第3回	平成26年6月30日(月) 10時～12時	上越文化会館 大会議室	・第6次総合計画と都市計画 マスタープランの対応及び 今後の検討スケジュール ・将来都市像、将来都市構造 ・地域別構想
第4回	平成26年7月31日(木) 14時～16時	上越文化会館 大会議室	・土地利用の方針 ・拠点の方針 ・道路の方針
第5回	平成26年8月26日(火) 14時～16時	上越市役所4階 402・403会議室	・まちづくりの分野別方針
第6回	平成26年9月29日(月) 10時～12時	上越市役所4階 401会議室	・まちづくりの分野別方針
第7回	平成26年10月28日(火) 10時～12時	上越市役所4階 401会議室	・全体構想の確認(中間報告) ・地域別構想
第8回	平成26年11月28日(金) 10時～12時	上越文化会館 大会議室	・地域別構想
第9回	平成27年3月24日(火) 10時～12時	上越市役所4階 401会議室	・地域別構想(案) ・実現化方策(案)
第10回	平成27年5月21日(木) 10時～12時	上越文化会館 大会議室	・地域別構想(案)等に対する ご意見及び対応 ・実現化方策(案)に対する ご意見及び対応
第11回	平成27年7月27日(月) 10時～12時	上越文化会館 大会議室	・パブリックコメントでの ご意見及び対応 ・上越市都市計画マスター プラン(案)の確認

## 【地域別意見交換会 開催状況】

都市計画マスタープランでの地域区分		開催日	会場	出席者
上越地域	A. 直江津周辺地域	H26.12.8	カルチャーセンター	16人
	B. 春日山周辺地域	H26.12.15	春日謙信交流館	13人
	C. 高田周辺地域	H26.12.10	市民プラザ	12人
	D. 上越妙高駅周辺地域	H26.12.11	ラーバンセンター	10人
	E. 上越西部中山間地域	H26.12.12	谷浜分館	8人
	F. 上越東部田園地域	H26.12.9	保倉分館	6人
		H27.1.26	津有分館	18人
G. 大潟・頸城(西部)地域	H26.12.16	大潟コミュニティプラザ	8人	
柿崎地域	H26.12.18	柿崎コミュニティプラザ	6人	
中郷地域	H27.1.19	中郷区総合事務所	4人	
頸城(東部)・吉川・三和地域	H27.1.20	希望館	16人	
安塚・浦川原・大島地域	H27.1.21	浦川原コミュニティプラザ	18人	
牧・板倉・清里地域	H27.1.22	板倉コミュニティプラザ	14人	
名立地域	H27.1.23	名立地区公民館	3人	
合計				152人

## 【上越市都市計画審議会 開催状況】

日時	主な議題
平成25年10月29日	上越市都市計画マスタープランの検討状況について(報告)
平成26年11月21日	上越市都市計画マスタープラン(中間報告)について
平成27年5月29日	上越市都市計画マスタープラン(素案)について
平成27年8月4日	上越市都市計画マスタープラン(案)について(報告)

## 【上越市議会 開催状況】

日時	主な議題
平成26年11月5日	上越市都市計画マスタープランの中間報告について
平成27年5月26日	上越市都市計画マスタープラン(素案)について
平成27年9月予定	上越市都市計画マスタープラン(案)について(報告)

## 【上越市都市計画マスタープランの公表】

日時	主な議題
平成26年11月	全体構想(素案)中間報告
平成27年6月1日～6月30日	上越市都市計画マスタープラン(案)パブリックコメント
平成27年8月7日	公表・県知事送付

## 第5節 用語解説

行	NO	用語	掲載頁	説明
あ行	1	一級河川	138、141、142、146、153、156、161、165、171、174、179、181、187、189、195、198、211、213、219、221、228、231、237、239	国土保全上又は国民経済上特に重要な河川で、上越市では主に関川、保倉川、飯田川、矢代川などが該当。
	2	移動制約者	18、265	自動車中心社会において、移動を制約される人、交通事故の被害に遭いやすい人。
	3	イノベーション	264	新技術の発明や新規のアイデアなどから、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革。
	4	インフラ	18、258	インフラストラクチャーの略。学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、上下水道、電気、ガス、電話など、経済活動や社会生活を維持・発展させるための基盤構造。
	5	雨水幹線	102、146、156、165、174、189、198、206	側溝などに集まった雨水を流す主要な下水管きよ。
	6	NPO	127、269、270	「Non Profit Organization」の略語。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。
	7	エネルギー港湾	42、75、144	大規模な石油精製工場の生産拡大に対応した整備またはエネルギーの多様化への対応要請に基づく石油備蓄、電力立地などに対応した水域、外かく施設の整備。
	8	LNG	42、75、138、139、141	液化天然ガス（Liquefied Natural Gas）。燃焼させても硫黄酸化物が発生せず、石油、石炭に比べ、二酸化炭素の発生量も少ない。
	9	延焼遮断帯	126	市街地に大火が発生した際に周辺に火災が広がらないよう、道路・河川・鉄道、公園などの公共施設をはじめ、耐火建築物などによって、建物の延焼を遮断する帯状の不燃空間。
	10	オープンスペース	54、105、110、126、144、154、163、172	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地。

行	NO	用語	掲載頁	説明
か行	11	環境負荷	17、38、79、81、106、107	人の活動により、環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
	12	幹線道路	48、78、79、141、144、154、163、172、176、180、184、192、196、200、204、208、212、216、220、224、229、234、238、246	都市の骨格を形成し、都市内の主要な交通発生源を相互に結び、大量の交通を効率的に処理する機能を担う大きな道路。
	13	既成市街地	16、17、141、142、153、160、161、170、194、202	既に住宅地や商業地、工業地などに造成され、建物が既に立地し市街地を形成しているところ。
	14	既存ストック	28、50、71、164、260、262	公園、上下水道、河川などをはじめ、既に整備がなされている公共施設。この他にも、住宅団地や工業団地のほか、既存の建物も含まれる。
	15	北前船	138	大阪を起点に瀬戸内海～日本海を運航して、松前の国（現在の北海道）に至る買積船の呼称。
	16	狭隘道路	71	主に幅員4m未満の道路。
	17	警戒避難	130	行政が災害情報などを住民に提供し、住民は災害に備えて事前に注意・用心し、避難することで被害を防ぐこと。
	18	景観計画区域	114、266	美しい景観を守り育てていく区域で、上越市では市全域を指定。
	19	景観づくり重点区域	114、228、230、266	特に良好な景観づくりを推進していかうとする区域で、上越市では安塚区全域を指定。
	20	公益的機能	15、29、61、62	様々な効果や利活用の方法があり、多くの人たちに利益をもたらす機能。
	21	耕作放棄地	62	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、今後も耕作の見込みが明確でない土地。

行	NO	用語	掲載頁	説明
か行	22	高度利用地区	254	建築物の大規模化・共同化を図り、さらに建築物の周辺にオープンスペースを確保し、市街地環境の向上を図る地区で、上越市では合併前上越市の本町5丁目地区を指定。
	23	克雪住宅	127、146、156、165、174、181、189、206、213、221、231、239、247	人力による屋根雪下ろしを行う必要がない住宅。
	24	コミュニティバス	73、260、261	公共交通が空白又は不便な地区などで、高齢者や体の不自由な方にも安全で利用しやすい、地域住民の多様なニーズに対応する地域密着型のバスシステム。
	25	コミュニティプラザ	105	旧町村役場や公民館などを転用して上越市内の旧町村の地域自治区に設置された、地域住民や市民活動団体などが集まり活動する拠点。
さ行	26	再生可能エネルギー	104、108、111	太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーで、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないもの。
	27	市街化区域	138、150、158、168、184、192、200、208、272	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、上越市では合併前上越市、大潟区の全域、頸城区の一部を指定。
	28	市街化調整区域	58、138、141、145、150、152、155、158、160、164、168、170、172、176、178、180、184、186、188、192、194、197、200、208、258、272	都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域で、上越市では合併前上越市、大潟区の全域、頸城区の一部を指定。

行	NO	用語	掲載頁	説明
さ行	29	自主防災組織	131、142、144、146、153、156、162、165、171、174、179、180、181、187、189、195、198、203、204、206、211、212、213、219、221、228、231、237、239、245、246、247	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。上越市では主に町内会（2以上の町内会が共同する場合も含む。）を単位として組織されている。
	30	重要港湾	12、75、138、139	海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で、上越市では直江津港を指定。
	31	準防火地域	125、254	家屋が密集している市街地において、火災の危険を防ぐため指定する地域で、上越市では高田・直江津・柿崎区市街地を中心に指定。
	32	準用河川	102	二級河川の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。
	33	上越魚沼地域振興快速道路	12、16、17、32、74、75、77、159、160、161、163、164、184、186、187、188、216、218、220、221、224、227、229、230	北陸自動車道・上信越自動車道と関越自動車道を結び、信頼性の高い循環型ネットワークを形成する延長60km（上越市から南魚沼市間）の道路で、上越市内では蒲川原ICから安塚IC間（延長4.7km）で供用済。
	34	上越市水道水源保護条例	62、257	水道源を保護し将来にわたって安全に供給するため、上越市が定めた条例。
	35	商業圏域	55、145、154、163	商業施設に来店する消費者を呼び込む、地理的な居住範囲。
	36	進行市街地	152、153	昭和40～50年以降になって市街化が進むことで新たに市街地が形成された地域。
	37	人口集中地区（DID）	152	人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上で、人口が5,000人以上の地域。
	38	水源かん養	15、29、61、62、257	森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化すること。

行	NO	用語	掲載頁	説明
さ行	39	スクール混乗バス	83、192、197、216、221、224、230、234、239	過疎地域などの交通空白地帯において、市町村が、スクールバスを活用して当該地域の住民の運送を行う自家用有償旅客運送のこと。
	40	生活道路	38、48、53、78、127、142、144、145、146、153、154、155、156、161、164、165、170、173、174、178、180、181、186、188、189、195、196、197、198、202、204、205、206、210、212、213、219、220、221、228、229、230、231、237、238、239、244、246、247	幹線道路網が整備された地域内で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等公共施設などに移動する際に利用し、日常生活上密接なかわりをもつ道路。 出典：四訂 都市計画用語事典(都市計画用語研究会編著/株式会社 ぎょうせい発行)
	41	ソフト	21、69、124、129、145、270	制度などの「モノづくりの仕組み」や「モノの利活用」の面からの施策。
た行	42	宅地防災	202、203	既存の造成宅地の安全確保を図るための取組。
	43	地域公共交通	82、142、153、161、170、178、180、181、186、189、195、197、202、203、205、210、211、213、219、221、228、230、237、239、244、247、264	地域住民の日常生活や社会生活における移動又は観光旅客などの移動のための交通手段として利用される交通機関。
	44	地域自治区	29	市町村の一定の区域を単位とし、市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映しつつ、これを処理するために市町村長が設置するもので、上越市では28の地域自治区を設置。
	45	地域森林計画対象民有林	257	都道府県知事がたてた地域森林計画の対象とされている民有林。

行	NO	用語	掲載頁	説明
た行	46	地区計画	115、125、254、255	住民に身近な地区レベルで、住民の意向を反映させつつ、地区の特性に応じて、建築物の用途、形態などに関する制限をきめ細かく定めるもので、上越市では33地区を指定。
	47	中山間地域振興基本条例	29、257	中山間地域の振興を総合的に推進し、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を図るため、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めた条例。
	48	沖積地	13、168	主に河川による堆積作用によって形成される平野。
	49	低未利用地	145、155、164、170、172、196、204、260	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
	50	デマンドバス	83	利用者が事前に乗車時間と乗降場所を予約申込みすることによって運行される仕組みのバス。
	51	道路啓開	129	緊急車両などの通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを開けること。
	52	特別用途地区	254	用途地域に重ねて建物用途などを指定することにより、その地域に適した土地利用の増進や環境保護などを図るもので、上越市では合併前上越市、大潟区、頸城区、柿崎区の準工業地域全域を指定。
	53	都市型水害	17、102、125	都市化により地面がアスファルトやコンクリートなどで舗装され、水を吸収することができず、集中豪雨などで河川が増水した場合に溢れて洪水となるような水害。
	54	都市機能	16、25、26、28、32、50、52、54、68、69、70、71、72、74、141、142、144、145、152、154、160、161、163、164、172、260、264	商業・業務・教育・文化・交流・行政など、都市的サービスを提供する機能。



行	NO	用語	掲載頁	説明
た行	55	都市基盤	18、21、48、53、54、58、74、160、163、170、172	「インフラ」に記載
	56	都市計画基礎調査	272、273	人口、産業、土地利用をはじめ、建物現況、都市施設、市街地整備の状況などについて、5年ごとに調査及び解析を行い、都市の現況及び発展の動向を把握するもの。
	57	都市計画区域	7、8、137、138、150、158、168、176、184、192、206、255	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するよう、都市の一体的かつ総合的な整備、開発及び保全する必要がある区域で、上越市では上越都市計画区域（合併前上越市、大潟区の全域、頸城区の一部）、柿崎都市計画区域（柿崎区の一部）、妙高都市計画区域（中郷区の一部）を指定。
	58	都市計画道路	18、77、80、142、146、153、155、161、164、165、170、173、194、197、202、205、262	円滑な移動を確保するための交通機能を有する道路のうち、都市計画決定をした道路で、上越市では77路線を指定。
	59	都市公園	18、48、95、96、127、263	地方公共団体が設置する公園・緑地や、国が設置する国営公園などをいう。
	60	都市施設	7、262、272	都市計画決定をした施設で、上越市では主に道路、公園、下水道などを指定。
な行	61	二級河川	179、181、203、206、219、221、242、245、247	一級河川以外で公共の利害に重要な河川で、上越市では主に吉川、名立川、柿崎川、桑取川などを指定。
	62	日本海側拠点港	138	中国、韓国、ロシアなど対岸諸国の経済発展を国の成長に取りこみつつ、日本海側の各港湾の役割分担と連携により、日本海側の港湾全体の国際競争力を強化し、日本海側地域の経済発展に貢献することを目的に国が選定した港。
	63	農業集落排水	103	農業集落におけるし尿や生活排水を処理する施設。
	64	農業振興地域整備計画	256	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画。
	65	乗合タクシー	83、208、213	10人以下の人を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。

行	NO	用語	掲載頁	説明
は行	66	パーク・パートナーシップ	96	市民との協働により良好な公園環境を維持し、地域が主体となった公園管理を推進する制度。
	67	ハード	21、124、270	道路やダム建設など、「モノをつくる」施策のこと。
	68	バイオマス	111	家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わらなど、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
	69	ハザードマップ	125、130、142、144、146、179、180、181、195、198、203、204、206、245、246、247	洪水、土砂災害、津波などについて被害の想定範囲や避難場所、避難経路などを示した地図。上越市では津波・洪水及び土砂災害のハザードマップが策定されている。
	70	パブリックコメント	270	市の基本的な計画、重要な条例などの立案などの段階において、これらの案の内容、趣旨その他必要な事項を公表し、広く市民から意見を募り、提出された意見を尊重し、意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続。
	71	バリアフリー	79	高齢者や障害者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、具体的に障害を取り除いた状態のこと。
	72	被災建築物応急危険度判定	129	余震などによる倒壊や外壁の落下などによる二次災害を防止するため、地震により被災した建築物の危険度を速やかに外部から簡易調査するもの。
	73	被災宅地応急危険度判定	129	被災した宅地の危険性を所有者や周辺の皆さん、通行人などに注意喚起し、二次災害の軽減・防止を図るため、地震により被災した宅地を速やかに暫定調査するもの。
	74	非線引き	200、208	市街化区域と市街化調整区域の区域区分がされていない区域で、上越市では柿崎区と中郷区の一部が該当。
	75	普通河川	102、146、156、165、174、181、189、198、206、213、221、231、239、247	一級河川、二級河川、準用河川など以外の小河川で、市町村長が管理する河川。
76	保安林	257	水源かん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するための森林。	

行	NO	用語	掲載頁	説明
は行	77	ほ場	28、60、184、 186、192、234	作物を栽培する田畑、農地のこと。
ま行	78	町割り	14	武家町、町人町、寺町などの町を設けるために土地を仕切ること。
	79	メタンハイドレート	42、75、139	天然ガスの主成分であるメタンが氷のような状態になったもので、海底や永久凍土に存在する。新しいエネルギー資源として期待される。
	80	モータリゼーション	14	自家用自動車が市民・事業者に広く普及し、徒歩や自転車などの移動手段から、自動車による移動が中心となった社会のこと。
	81	最寄品	55	野菜・魚・肉などの食品、日用雑貨品、化粧品、雑誌など、身近な店舗において、手ごろな価格で少量ずつ高い頻度で購入する商品。
や行	82	優良田園住宅（アーバンビレッジ）	184	農山村地域や都市近郊、その他良好な自然環境を形成している地域において、地域の創意工夫を活かし、個性豊かな地域づくりを促進するため、市町村が定める「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」に基づき建設する優良な戸建ての住宅のこと。
	83	ユニバーサルデザイン	90、95、104、 105	すべての人のためにデザインすること。年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるように、製品、建物、空間をデザインすること。
	84	用途地域	58、125、200、 254、270、272	将来の市街地を計画的に発展させ、秩序ある市街地の形成を図るため、建物の用途及び形態などを規制、誘導する地域で、上越市では第2種低層住居専用地域を除いた11種類の地域を指定。
ら行	85	ライフサイクルカーボンマイナス住宅	20	建設時、運用時、廃棄時において省CO <sub>2</sub> に取り組みつつ、太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出によりライフサイクル全体でCO <sub>2</sub> 収支をマイナスにする住宅。
	86	ライフライン	126	電気、ガス、上下水道、電話など、日常生活に欠かせない基盤となる施設。
	87	リサイクル	109	廃棄物などを再利用すること。 原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

行	NO	用語	掲載頁	説明
ら行	88	臨港地区	254	港湾を管理するため、港湾施設を設置する陸地部分を指定する地区で、上越市では直江津港及び保倉川河口付近を指定。
わ行	89	ワークショップ	270	テーマについて参加者が自由にアイデアを出し合い、学び合う集まり。まちづくりなど、多面的な角度からの合意形成が望まれる課題解決に有効な方法。